

## 中野区立第二中学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第十三条により、中野区立第二中学校のすべての生徒が安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に平成29年4月に策定しました。

### 1 いじめの定義

いじめとは「当該生徒が、一定の人的関係にあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と定義し、起こった場所は学校の内外<sup>\*1</sup>を問わないものとする。

※1 SNS等インターネット上の書き込み等も含む

### 2 いじめ防止基本方針のねらい及び考え方

いじめはどの学校や学級でも起こり得るものであり、いじめはその対象となった生徒に深刻な苦痛を与え、時には当該生徒が登校できなくなったり、自殺にまで追い込まれたりするおそれがあるなど決して許されない行為である。

取り分け、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならないとの認識の下に、いじめに対する未然防止、早期発見及び早期対応を基本として、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決を図る必要がある。

### 3 いじめ防止等を行う組織

生活指導分野の校内生活指導部会でいじめ防止対策委員会を設置する。担当者は、管理職の指導の下、生活指導主任を中心に各学年の生活指導の先生方で組織し、対応にあたる。また、スクールカウンセラーや心の教室相談員、特別支援コーディネーター、養護教諭も組織の一員となる。

#### 4 具体的な取組計画

未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処の各段階に応じて取組内容を定め、意図的、計画的に年間計画の中に位置づける。

##### ①「未然防止」の取組内容

- 生徒が安心感を実感できる居場所をつくるため、学級指導と相談体制を充実させる。
  - ・ 7月三者面談、12月三者面談、随時スクールカウンセラー等面接、1年全員面接
- 集団の一員としての自覚と自信を深めさせるため、特別活動等の充実を図る。
  - ・ 学級活動、係・委員会活動、学校行事、総合的な学習の時間など
- 生徒が、授業や学校行事等の中で活躍できる場面を多く設定する。
  - ・ 年間を通じた各教科の授業と学校行事（運動会、マラソン大会、文化発表会など）
- 生徒が互いを認め合える人間関係を築くため、学校行事や特別活動等の充実を図る。
  - ・ 6月運動会、10月文化発表会、修学旅行や宿泊学習、社会科見学等での班別行動など。
- 望ましい集団生活の確立と生徒の社会性を育成するため、体験学習の充実を図る。
  - ・ 職場体験、小中連携教育、地域の保育園との連携、各種ボランティア活動
- 生徒自身が、いじめを自分たちの問題をして受け止め、生徒自身が自分たちで主体的に考えて行動できるよう、生徒会活動を活性化させる。
  - ・ 生徒会朝礼、生徒会新聞、生徒総会、専門委員会、中央委員会
- 規範意識を向上させ、豊かな心を育てるために道徳教育と人権教育の充実を図る。
  - ・ 道徳の授業を通して「思いやり、生命尊重、規範意識」の育成
  - ・ ふれあい月間（6月、11月、2月）実践シートの活用
  - ・ 各種ボランティア活動
  - ・ 7月道徳授業地区公開講座、11月いじめ撲滅週間、12月人権週間
  - ・ 「思いやり」などをテーマに標語をつくり校内掲示で啓蒙活動
- 基礎的な学力を身につけさせるため、授業規律を確立し、わかる授業を実践する。
  - ・ 年間を通じた各教科の授業
  - ・ 年2回の学習コンテスト

○教員の指導力向上を図るため、互いの授業を参観し合う機会を設ける。

- ・校内研修
- ・互いの授業を参観し合う週間
- ・校外の研修会に参加

○担任と生徒との良好な関係作り、生徒の状況把握を行う。

- ・毎日その日の活動内容を記録するノートでのやり取り
- ・学習指導支援員や学校スタッフ等の協力を得て、生徒の見守りを行う。

○情報モラル教育を充実させるとともに、保護者参加型の情報安全教室を行う。

- ・外部機関と連携し、セーフティ教室を年1回開催する
- ・保護者会など機会ある度に、情報機器の使い方の啓発活動を行う

○定期的な情報交換を設け、教職員間の情報共有を図る。

- ・週に1回行われる生活指導部会及び教育相談部会を時間割の中に位置づけ、各学年の生徒の状況について、情報交換だけでなく対応策まで考え、より一層教職員間の情報共有を図る。

## ②「早期発見」の取組内容

○授業時の出席確認をはじめ、全教育活動の中で生徒の心身の健康状態等を観察し、生徒の小さな変化や気になる行為等について5W1Hで記録を残し、いつでも情報を共有できるようにする。

○教師は生徒との日常的なコミュニケーションや生徒の行動観察等を通して、その実態を把握する。

○休み時間等校内を巡回し、生徒の様子や個人の所有物、施設等の異変を観察する。

○いじめ相談窓口やスクールカウンセラー、心の教室相談員、南部すこやか福祉センター、子ども家庭支援センター等校内外の相談機関の連絡先の周知と活用を促す。

- ・いじめ相談窓口やスクールカウンセラー等勤務日周知
- ・広報活動の充実

○いじめに関わる相談を受けた場合は、当該生徒・保護者の話を真摯に傾聴して事情を把握し、その後、複数の教員ですみやかに事実の有無の確認を行う。

○中野区のいじめアンケート調査を年2回以上実施し、生徒等の状況を把握するとともに、いじめを受けていると思われる事案がある場合には、本人、保護者及び関係者に聞き取

り調査を行う。

○ふれあい月間を利用してスクールカウンセラーや心の教室相談員との個別面談を必要と認める生徒に対して行う。

### ③ 「早期対応」の取組内容

(いじめを受けた生徒)

○いじめを受けた本人や周囲の生徒から、身体的・精神的な被害や事実を、迅速にかつ丁寧に聞き取り、詳しい状況を把握する。また、いじめを受けた生徒の保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援策や指導方針を伝えるとともに、いじめを行った生徒への指導やその後の状況等に関する情報も継続して提供していく。

○いじめを受けた生徒等が、安心して教育を受けるための環境が必要であると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(いじめを行った生徒)

○いじめを行った生徒には、いじめの事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめ解決に向けた個別の指導を継続して行う。また、当該生徒の保護者に事実関係を伝え、いじめ解決に向けた当該生徒への指導への協力を依頼するとともに、いじめを受けた生徒、保護者に対しても適切な対応をするように助言する。

(いじめを見ていた生徒)

○いじめを見ていた生徒には、傍観することがいじめの重大化につながることやいじめられた生徒の苦しさについて理解させるとともに、いじめを自分の問題と捉えさせ、自らの意志でいじめ解決にむけた適切な行動をすることの大切さを理解させる。

(いじめ解決に向け指導中)

○いじめの関係者間における争いを生じさせないように、関係保護者と情報を共有するための必要な措置を講ずる。

○いじめの解決後も、継続的に休み時間や登下校時の巡回を実施し、当該生徒の被害状況

や行動を確認するとともに、いじめの原因や背景を分析し、再発防止にむけた取組を実施する。

#### ④ 「重大事態への対応」の取組内容

(関係機関との連携)

- いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされるおそれがある等の重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示に従って適切な対応を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び中野警察署と連携して対応する。
- ネット上のいじめ等について、学校単独で対応することが困難と判断した場合は、教育委員会と連携して対応する。
- いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、組織的に守り通す取組を徹底する。
- いじめを行った生徒及びその保護者に対して、いじめ防止対策委員会を中心に組織的な対応を図る。
- いじめ防止対策委員会は、状況に応じて随時職員に報告し、共通理解を図る。
- 継続観察や継続指導が必要な場合は、いじめ防止対策委員会を中心として対応に当たる。

#### ⑤ その他

「学校いじめ防止基本方針」の内容及び取組について、生活指導部を中心に定期的に検証を行い、必要に応じて改善を図っていく。

(保護者への呼びかけ)

- 子どもの様子が、いつもと違うと感じたり、問題が生じたときは、早めに担任や相談できる先生に連絡をしてください。
- 子どもと一緒に過ごす時間を増やし、会話から気になることや子どもの悩みを聞くなど十分な会話をしてください。
- 子どもたちに他人を思いやる優しい心や、社会生活のルールやマナーを守ることの大切さを教えてください。

○人とのつながり、生命や自然の大切さを家族でともに考える機会を持つようによしてください。

○「早寝、早起き、朝ごはん」など規則正しい生活習慣を身につけさせてください。

○体を使って外で活動する機会を増やしてください。

(地域への呼びかけ)

○子どもたちが、地域の様々な人々にふれあうことのできる機会を増やしてください。

○他人の子でも悪いことをした場合は、注意してください。

○登下校の子どもたちの見守りや、学習支援、環境整備など、学校運営に地域の皆様のご協力をお願いします。

(生徒会活動とともに)

<いじめの防止等に関する内容> いじめの未然防止のための取組

○いじめは卑怯な行いであり、どんな理由があっても絶対に行ってはいけないこと。いじめに対してはやしたてたり同調したりすることはいじめに加担する卑怯な行いであり、どんな理由があっても絶対に行ってはいけないこと。どんな理由があっても絶対にいじめを許してはいけないこと。いじめに対し見て見ぬふりをしてはいけないこと。インターネットやメール、無料通話・SNS等がいじめをしてはいけないこと。いじめをやめさせようとすることやいじめを受けたり見たりした生徒が相談・通報することは勇気ある正しい行いであること。これらを集会や学級活動、道徳の時間、教科指導、部活動指導等のすべての教育活動を通じて徹底して指導を行う。

○「あいさつ」を徹底させるとともに、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合う意思表示や意思疎通が円滑にできる力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○いじめ防止のための生徒会活動に対する積極的な支援を行う。

## 生徒の約束と「いじめ撲滅宣言」

### (いじめの禁止)

いじめは卑怯な行いであり、第二中学校の生徒は、どんな理由があっても絶対にいじめを行ってははいけません。

### (はやしたてたり同調したりすることの禁止)

いじめに対してはやしたてたり、同調したりすることはいじめに加担するひきょうな行いであり、第二中学校の生徒は、どんな理由があっても絶対にはやしたてたり同調したりしてはいけません。

### (いじめを許さないこと)

第二中学校の生徒は、どんな理由があっても絶対にいじめを許してはいけません。

### (いじめに対し見て見ぬふりはいけないこと)

第二中学校の生徒は、いじめに対し見て見ぬふりをしてはいけません。

### (インターネット等によるいじめの禁止)

第二中学校の生徒は、インターネットやメール、無料通話・SNS等の情報の危険性を理解し、それらを通じていじめをしてはいけません。

### (いじめの防止や相談・通報について)

いじめをやめさせようとすることや、いじめを受けたり見たりした生徒が相談・通報することは勇気ある正しい行いです。

### (笑顔であいさつ)

第二中学校の生徒は楽しい学校を目指し、笑顔であいさつを行います。

### (いじめ撲滅宣言)

第二中学校の生徒会は、いじめを撲滅するため「いじめ撲滅宣言」を行い、楽しい学校づくりを主体的に推進することを誓います。

### (生徒会活動とともに)

いじめは生徒の中で起こっています。本校教職員は生徒会を中心とした生徒が自ら行う

「あいさつ運動」や「いじめ防止運動」を積極的に支援し、生徒とともにいじめの防止に取り組む。

<いじめの防止等に関する内容> いじめの未然防止のための取組

○いじめは卑怯な行いであり、どんな理由があっても絶対に行ってはいけないこと。いじめに対してはやしたてたり同調したりすることはいじめに加担する卑怯な行いであり、どんな理由があっても絶対に行ってはいけないこと。どんな理由があっても絶対にいじめを許してはいけないこと。いじめに対し見て見ぬふりをしてはいけないこと。インターネットやメール、無料通話・SNS等がいじめをしてはいけないこと。いじめをやめさせようとする事やいじめを受けたり見たりした生徒が相談・通報することは勇気ある正しい行いであること。」を、集会や学級活動、道徳の時間、教科指導、部活動指導等のすべての教育活動を通じて徹底して指導を行う。

○「笑顔であいさつ」を徹底させるとともに、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合う意思表示や意思疎通が円滑にできる力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○いじめ防止のための生徒会活動に対する積極的な支援を行う。

○交流活動や行事、勤労や奉仕・福祉などの活動等を通して保護者や地域、関係機関等との連携を深め、地域社会全体で生徒を見守る体制作りに努める。

○どんな理由があってもいじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。